

## 西武分館視聴覚室の有効活用について

### ○検討の経緯

平成 24 年度から、社会教育施設である公民館会議室が、原則有料に変更されたことに伴い、西武分館会議室についても施設設置目的が一致するため、原則有料となった。

平成 28 年度から図書館各分館が指定管理者による管理運営に移行され、会議室使用料を指定管理者の収入とする利用料金制を開始した。

こうした経緯の中、視聴覚室については、使用目的を視聴覚教育に限定しており、この使用目的に合致しない場合、個別判断して教育長決裁により使用許可してきた。

これまでの例外的な使用として、敬老会や近隣のマンション管理組合総会など、本来会議室で行うべきであるが、人数的に無理なため使用を認めてきた。

図書館における視聴覚室の利用状況は、月に 2 回の自主事業である「ウィークエンド・シネマ」と、季節ごとに行われる「こども映画会」の他、年 1 回の「大人のための朗読会」などで、市民団体の利用は多くないのが現状となっている。

こうした状況下、今後視聴覚室を有効活用するためにはどう展開していけばよいか  
が課題となっているため、検討を開始した。

### ○視聴覚室の位置づけ

視聴覚室は西武分館内にはあるが、図書館分館の施設ではなく、西武分館内に設置されている、「入間市視聴覚ライブラリー」の一部という位置づけになっている。

従って、視聴覚室は、会議室とは一線を画し、利用料無料となっている。

ただし、例規に示されている設置目的以外は原則として使用許可していないのが現状である。

### ○視聴覚室有効活用の前提となる課題

上記の通り、視聴覚室の位置づけが明確になったが、視聴覚室を有効活用するために利用範囲を拡大する方向で検討する場合、会議室との整合性を図る必要があり、例規の大幅な整備が必要となる。

また、会議室が西武分館の施設であることから、視聴覚室も同様にすべきかと思われるが、「入間市視聴覚ライブラリー」の設置目的の大きな柱の一つである視聴覚室が西武分館の施設の一部として管理運営された場合、視聴覚教材の貸し出し事業のみが残ることとなり、視聴覚ライブラリーの存在意義が問われることになる。

従って、視聴覚室の有効活用検討に伴って、視聴覚ライブラリーの必要性を検討する必要が出てくる。

全国的には、視聴覚ライブラリーはまだ多く存在するが、図書館内にあるものの他、所沢市では全く別の場所に設置されている例や、川越市では視聴覚ライブラリーはなく、図書館業務として行っている例もみられる。

入間市においては、「入間市視聴覚ライブラリー運営委員会」は廃止されており、協議すべき事項が生じた場合は、図書館協議会で協議していただくことになる。

#### ○視聴覚ライブラリーの条例・規則等の現状

##### (1) 条例制定事項

入間市視聴覚ライブラリーの設置（設置及び管理条例第3条）

入間市視聴覚ライブラリーの管理（同条例第5条）

視聴覚室の利用許可（同条例第13条、第14条）

##### (2) 規則制定事項

視聴覚ライブラリーの利用（同条例施行規則第15条）

#### ○西武分館会議室の条例・規則等の現状

##### (1) 条例制定事項

会議室の利用等（西武分館会議室利用及び利用料金条例第4条から第7条）

利用料について（同条例第10条から第12条）

会議室無料利用（同条例別表及び備考）

##### (2) 規則等制定事項

会議室利用料の減免及び還付について（同条例施行規則第4条、第5条）

## 西武分館視聴覚室の利用状況と一般貸出しに向けた課題と方向性について

### 現 状（西武分館視聴覚室の活用状況）

#### 1 自主事業

主な利用状況は	①ウィークエンドシネマ映画鑑賞会	24回（月2回）
	②子ども映画会	4回
	③おとなのための朗読会	2回（練習含む）
	④はづき 朗読会	2回（練習含む）
	⑤クリスマスコンサート	1回

#### ①ウィークエンドシネマ映画鑑賞会来場者数

（平成28年度延べ1,370人      平成29年度延べ1,250人）

平成28年4月2日	41人	平成28年4月16日	72人
平成28年5月7日	73人	平成28年5月21日	50人
平成28年6月4日	58人	平成28年6月18日	41人
平成28年7月2日	58人	平成28年7月16日	65人
平成28年8月6日	48人	平成28年8月20日	42人
平成28年9月3日	87人	平成28年9月17日	55人
平成28年10月1日	49人	平成28年10月15日	30人
平成28年11月5日	56人	平成28年11月19日	74人
平成28年12月3日	56人	平成28年12月17日	74人
平成29年1月7日	25人	平成29年1月21日	37人
平成29年2月4日	60人	平成29年2月18日	59人
平成29年3月4日	85人	平成29年3月18日	75人
平成29年4月1日	42人	平成29年4月15日	74人
平成29年5月6日	56人	平成29年5月20日	60人
平成29年6月3日	25人	平成29年6月17日	38人
平成29年7月1日	50人	平成29年7月15日	45人
平成29年8月5日	53人	平成29年8月19日	30人
平成29年9月2日	41人	平成29年9月16日	51人
平成29年10月14日	34人	平成29年10月21日	30人
平成29年11月4日	67人	平成29年11月18日	51人
平成29年12月2日	71人	平成29年12月16日	51人
平成30年1月6日	42人	平成30年1月20日	63人
平成30年2月3日	83人	平成30年2月17日	64人
平成30年3月3日	70人	平成30年3月17日	59人

②子ども映画会来場者数 (平成 28 年度延べ 181 人 平成 29 年度延べ 126 人)

平成 28 年 7 月 24 日	53 人	平成 28 年 8 月 28 日	35 人
平成 28 年 12 月 11 日	48 人	平成 29 年 3 月 25 日	45 人
平成 29 年 7 月 30 日	24 人	平成 29 年 8 月 20 日	34 人
平成 29 年 12 月 10 日	35 人	平成 30 年 3 月 21 日	33 人

③おとなのための朗読会来場者数 (小函の会)

平成 28 年 11 月 23 日	68 人+ボランティア 20 人 計 88 人
平成 29 年 11 月 23 日	70 人+ボランティア 3 人 計 73 人
平成 30 年 3 月 25 日	(櫛部妙有朗読会) 85 人

④はづき 朗読会

平成 28 年 12 月 2 日	33 人+ボランティア 18 人 計 51 人
平成 29 年 12 月 1 日	40 人+ボランティア 18 人 計 58 人

⑤クリスマスコンサート来場者数

平成 28 年 12 月 23 日	105 人
平成 29 年 12 月 24 日	81 人

平成 28 年度 視聴覚ライブラリーによる機材貸出し

16 ミリフィルム	ビデオテープ	DVD	レーザーディスク	16 ミリ 映写機	ビデオプロジェクト	ワイヤレスマイク	スクリーン	暗幕	延長コード
10 件	2 件	33 件	5 件	1 件	10 件	16 件	4 件	24 件	7 件

※カセット付きマイク (ポータブルマイク) 10 件

平成 29 年度 視聴覚ライブラリーによる機材貸出し

16 ミリフィルム	ビデオテープ	DVD	レーザーディスク	16 ミリ 映写機	ビデオプロジェクト	ワイヤレスマイク	スクリーン	暗幕	延長コード
3 件	3 件	38 件	3 件	1 件	11 件	15 件	2 件	30 件	18 件

※カセット付きマイク (ポータブルマイク) 15 件

2 地域の団体への貸出し

- 幼稚園主催の映画会への貸出し (年 2 回程度)
- 幼稚園主催の講演会 (年 2 回程度)
- 近隣の団地・マンション管理組合の総会への貸出し (年 6 団体程度)

- 敬老会（敬老の日 年1回程度）
- 交通安全教室 映画会 交通安全母の会（年1回程度）
- 西武中学校区関係の総会 PTA（年1回程度）

## 現状に対する課題

- 視聴覚関係利用（自主事業等）以外の利用を想定しておらず、一般貸出し（会議室としての利用）の対象とはなっていないため、年間の利用頻度は相対的に少ない。
- 一般利用者には視聴覚室が借りられないと思われるらしく、視聴覚室を貸出して欲しい等の意見は見られない。

## 一般貸出しをする場合の課題

### ①視聴覚室の位置づけ

- 現在、視聴覚室は入間市視聴覚ライブラリーの一部であると考えられる。ライブラリーの一部であることから、利用は視聴覚教育に関係したものに限定されるし、図書館無料の原則が適用される。また、視聴覚教育のため映画会の開催などの自主事業を実施することになる。
- いっぽう、会議室は西武分館建設時、公民館の無い仏子地区からの地元要望により設置されたものと考えられる。従って、入間市立図書館西武分館会議室利用及び利用料金条例を別に設け、視聴覚ライブラリーとは違う位置づけで有料による貸出しをしているものと考えられる。
- このため、視聴覚室を一般貸出しするためには、現在の入間市視聴覚ライブラリーの一部である位置づけから会議室への転換が必要であると考えられる。
- まず、視聴覚室を有料で貸出すのか、無料のままていくのか考える必要がある。
- 仮に有料の会議室の位置づけに変更するのならば、視聴覚室の無い視聴覚ライブラリーという形となり、入間市視聴覚ライブラリーの存在意義が問われることとなる。
- 近年、テレビ・パソコン・スマートホンなどの普及により、視聴覚ライブラリーの存在意義が薄れ、機材の老朽化も加わり、視聴覚ライブラリーを閉鎖する自治体が数多くみられる。
- 視聴覚室を会議室とみなし、視聴覚ライブラリーから切り離すとすれば、入間市視聴覚ライブラリーの閉鎖も検討する必要があると考えている。

### ②地元や利用者の意見聴取の必要性

- 地元の集会施設である会議室とは異なる位置づけを持つ視聴覚室。位置づけを変更する場合、地元の意見を聴く必要があるのではないかと考える。

- 定期団体（サークル）から視聴覚室利用の意向があるか、有料でも利用するかなどのアンケートなどをする必要がある。
- 今まで視聴覚室を利用している団体に、視聴覚室が有料になった場合でも利用するかなど、意向調査（アンケート）をする必要がある。

### ③施設管理上の問題

- 防音機能がないため楽器・カラオケ等の使用は許可できない。カラオケ機材の持ち込みも禁止した方がよい。但し、クリスマスコンサートの実績があり、楽器・カラオケ規制との整合性について検討する必要がある。また、どこまで、利用を認めるのか、例えば、合唱・演劇・マイク使用など認めるのかなど検討する必要がある。
- 一般貸出しをする場合、音響設備・上映設備・照明設備等の操作は利用者自身に行っていただく必要がある。図書館職員がつきっきりでサポートすることは、人員配置の面から難しい。操作説明のみとなる。
- 機械器具を利用者に任せることは、機器の故障につながることに懸念される。公民館の場合もサポートはしていないが、音響ボランティアにサポートを依頼したり、利用者自身が音響の専門家に依頼することもあるとのこと。
- 一般貸出しで使用してよい機材、使用禁止の機材をはっきり分ける必要がある。
- 視聴覚準備室（映写室）の備品の管理上、機材が元の場所に戻っているかなど、使用後の点検が必要である。
- 管理運営する人員増に対する人件費を検討する必要がある。
- 視聴覚室には控室（楽屋）がないことから、会議室との併用が必要である。この場合、会議室を定期利用している団体（サークル）への配慮が必要である。
- 飲食禁止について、徹底する必要がある。（清掃管理の費用の発生）
- 貸出しに当っては、団体の事前登録が必要であり、公共施設情報システムで申込みができるよう調整する必要がある。
- 指定管理料のうち、光熱水費（電気料金）の上昇が見込まれる。
- ボランティア団体の備品の置き場を定める必要がある。
- 施設の改修の必要性について検討する必要がある。（視聴覚準備室扉の鍵・階段の安全対策・吊りバトンなど）
- 会議室（A・C）の利用料金は1時間当たり200円、会議室（B）の利用料金は1時間当たり100円であり、視聴覚室の利用料金を検討する必要がある。公民館では、付属設備（移動式観客席・舞台照明）の料金を別途徴収しているが、西武分館では、料金を徴収するほどの照明設備は無い。床面積から積算すると、視聴覚準備室込み（204㎡）で1時間当たり400円、視聴覚室のみ（170.5㎡）で1時間当たり300円と想定される。
- 発表会など多数来館する場合、駐車場の不足が懸念される。
- 入間市立図書館設置及び管理条例及び同施行規則、入間市立図書館西武分館会議室利用及び利用料金条例の改正が必要である。

## 協 議

西武分館視聴覚室の現状と課題を提起させていただきます。

今後視聴覚室をどのように有効活用していけばよいか、また、視聴覚ライブラリーの必要性や利用促進につながる具体的な方策と課題について、ご意見を頂戴したいと思います。

## 今後のスケジュール (案)

平成 30 年 5 月	平成 30 年度第 1 回入間市立図書館協議会で説明
平成 30 年 7 月	平成 30 年度第 2 回入間市立図書館協議会で協議 (1 回目)
平成 30 年 9 月	平成 30 年度第 3 回入間市立図書館協議会で協議 (2 回目)
平成 31 年 3 月	平成 30 年度第 4 回入間市立図書館協議会で意見集約

## ○図書館法 (抜粋)

(図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望にそい、更に学校教育を援助し得るように留意し、おおむね左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード、フィルム<sup>の</sup>収集にも十分留意して、図書、記録、視覚聴覚教育の資料<sup>その他必要な資料</sup> (以下「図書館資料」という。) <sup>を</sup>収集し、一般公衆の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。
- 四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
- 五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。
- 六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等<sup>を</sup>主催し、及びその奨励を行うこと。
- 七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- 八 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

## 視聴覚室の位置づけ

### ○入間市立図書館設置及び管理条例（抜粋）

（視聴覚ライブラリーの設置）

第3条 学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興を図るため、視聴覚ライブラリーを設置する。

2 視聴覚ライブラリーの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
入間市視聴覚ライブラリー	入間市大字仏子 1084 番地 12

3 入間市視聴覚ライブラリー(以下「ライブラリー」という。)は、次の事業を行う。

- (1) 視聴覚教育の調査研究及び指導を行うこと。
- (2) 視聴覚教具教材を収集し、及び保管し、その利用を図ること。
- (3) 前二号に掲げるもののほか、視聴覚教育の振興に関する事業

（ライブラリーの利用）

第13条 ライブラリーの教具教材の貸出しを受け、又はライブラリー視聴覚室を利用することのできるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内の団体
  - (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認めたもの
- 2 ライブラリーの教具教材の貸出しを受け、又はライブラリー視聴覚室を利用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 指定管理者は、前項の許可をする場合において、ライブラリーの管理上必要な条件を付けることができる。

（ライブラリー視聴覚室の利用）

第14条 ライブラリー視聴覚室の利用許可の制限については、入間市公民館使用及び使用料条例(昭和41年条例第13号)第3条の規定を準用する。

- 2 ライブラリー視聴覚室の利用許可を受けたものは、利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。
- 3 指定管理者は、ライブラリー視聴覚室の利用者が次の各号の一に該当するとき、又はライブラリー視聴覚室の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は取り消すことができる。
  - (1) この条例等の規定に違反したとき。



- (2) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。
- (3) 利用許可の条件に違反したとき。
- (4) 前三号に掲げるもののほか、教育委員会が緊急に利用を必要とするとき。
- 4 教育委員会又は指定管理者は、ライブラリー視聴覚室の利用者が前項各号の一に該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。
- 5 ライブラリー視聴覚室の利用者は、利用が終わったときは、速やかにこれを原状に復しなければならない。

## ○入間市立図書館設置及び管理条例施行規則（抜粋）

（ライブラリーの利用）

- 第 15 条 同時に貸出しをすることができるライブラリーの教材の貸出点数は、1 団体 3 点以内とし、貸出期間は、7 日以内とする。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。
- 2 図書館条例第 13 条第 2 項の規定によりライブラリーの教具教材の貸出し又はライブラリー視聴覚室の利用の許可を受けようとするものは、入間市視聴覚ライブラリー利用許可申請書（様式第 3 号）により指定管理者に申請しなければならない。

## ○入間市立図書館西武分館会議室利用及び利用料金条例（抜粋）

（目的）

- 第 1 条 この条例は、入間市立図書館西武分館会議室（以下「会議室」という。）の利用及び利用料金について定めることを目的とする。

（利用の許可）

- 第 4 条 会議室を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、会議室の管理上必要な条件を付けることができる。

（利用許可の制限）

- 第 5 条 利用許可の制限については、入間市公民館使用及び使用料条例（昭和 41 年条例第 13 号）第 3 条の規定を準用する。

（利用料金）

- 第 10 条 利用者は、指定管理者に対し、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める利用料金を納付しなければならない。

- 2 利用料金は、現金をもって前納しなければならない。
- 3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第 11 条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前条の利用料金を減額し、又は免除することができる。

- 2 指定管理者が入間市立図書館西武分館、入間市立図書館金子分館若しくは入間市立図書館藤沢分館又は入間市視聴覚ライブラリーの事業又は管理のため会議室を利用する場合に係る利用料金は、免除とする。

室名	利用料金(1時間当たりの額)
会議室(A)	200
会議室(B)	100
会議室(C)	200

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じる場合は、1時間として算定する。ただし、利用時間が1時間を超える場合で、30分以内の端数が生じるときの当該端数に係る利用料金は、1時間当たりの利用料金の額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 2 社会教育法(昭和24年法律第207号)第20条に規定する目的以外の目的で利用する場合の利用料金は、利用料金の額に2を乗じて得た額とする。
- 3 市内の社会教育関係団体が利用する場合で、その内容が次のいずれかに該当するときの利用料金は、無料とする。
  - (1) 家庭教育の向上のための学習又は子育て支援のために利用するとき。
  - (2) 青少年の学習その他の活動又はそれらを支援するための保護者等の活動のために利用するとき。
  - (3) 地域の伝統文化の継承又は保存のために利用するとき。
  - (4) 学習又は活動の成果を発表し、又は地域に還元するために利用するとき。

## ○入間市立図書館西武分館会議室利用及び利用料金条例施行規則(抜粋)

(利用の申請及び許可)

- 第2条 条例第4条の規定により入間市立図書館西武分館会議室(以下「会議室」という。)の利用の許可を受けようとする者は、入間市立図書館西武分館会議室利用許可・変更許可申請書(様式第1号)により指定管理者に申請しなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 2 前項に規定する利用又は変更の許可は、入間市立図書館西武分館会議室利用許可・変更許可書兼領収書(様式第2号)を当該申請者に対して交付することにより行うものとする。
  - 3 第1項の規定による利用の許可の申請は、利用しようとする日の属する月の前月の

1日から利用しようとする日までにしなければならない。ただし、指定管理者が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(公共施設情報システムの利用)

第3条 入間市公共施設情報システム(以下この項において「システム」という。)の利用者登録をした者は、システムを利用して会議室の利用の予約をすることができる。

ただし、教育委員会又は指定管理者が不相当と認めるときは、この限りでない。

2 前項の利用者登録をしようとする者は、入間市公共施設情報システム利用者登録申込書(様式第3号)により教育委員会に申し込まなければならない。

3 第1項の利用の予約は、前条第3項に規定する利用の許可の申請ができる日の初日の翌日からできるものとする。

### ○入間市公民館使用及び使用料条例(抜粋)

第3条 次の各号の一に該当する場合は、使用を許可しない。

- (1) 社会教育法第23条の規定に違反すると認めるとき。
- (2) 公の秩序又は風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (3) 管理上支障があると認めるとき。

### 社会教育法(抜粋)

(目的)

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の運営方針)

第23条 公民館は、次の行為を行ってはならない。

- 1 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の**営利事業**に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
- 2 特定の**政党**の利害に関する事業を行い、又は公私の**選挙**に関し、特定の**候補者**を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の**宗教**を支持し、又は特定の**教派、宗派**若しくは**教団**を支援してはならない。

## ○入間市立図書館西武分館視聴覚室の利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、入間市立図書館設置及び管理条例施行規則（昭和59年教委規則第7号）第15条の規定に基づき、入間市立図書館西武分館視聴覚室（以下「視聴覚室」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可)

第2条 視聴覚室を利用できるものは、市内の団体とし、入間市立図書館西武分館視聴覚室利用許可申請書（様式）により、入間市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、施設等の管理上必要な条件を付することができる。

(許可の制限)

第3条 教育委員会は、次の各号の一に該当すると認められるときは、視聴覚室の利用を許可しないものとする。

- (1) 図書館事業と目的を異にすると認められるとき。
- (2) 営利を目的とすると認められるとき。
- (3) 公の秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (4) 管理運営上支障があると認められるとき。

(利用許可の取消し等)

第4条 教育委員会は、視聴覚室の利用について次の各号の一に該当するときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は取り消すことができる。

- (1) 許可条件又は許可の制限に違反すると認められたとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。
- (3) 管理運営上特に必要と認められたとき。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。